

Blue Information Guide

B・I・G いちがわ



発行：公益社団法人市川青色申告会 市川市八幡1-2-20 電話：333-0111(代) FAX：333-0330
発行人：石井菊治郎 編集：会報委員会 ホームページ：http://www.itikawa-airo.or.jp

年頭のご挨拶

公益社団法人市川青色申告会

会長 石井菊治郎



新年、明けましておめでとうございます。平素より会員の皆様、役員の皆様には一方ならぬご高配を賜り、誠にありがとうございます。また、市川税務署をはじめ税務当局の皆様、関係団体の皆様には口頭からご指導、ご協力をいただき、あらためまして御礼申し上げます。

新年のご挨拶

市川税務署 署長 上田泰伸様



新年、明けましておめでとうございます。平成31年の年頭に当たりまして、公益社団法人市川青色申告会の皆様方に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

石井会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営に對しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。昨年市川青色申告会の活動におかれましては、租税知識の普及と納税意義の高揚に資する事業として、会員を対象とした講演会の開催や一般市民を対象とした市民まつりでの「税金クイズ」を行っていただきました。また、小学生を対象とした「税に関する標語」の募集や「租税教室」を開催するなど、公益社団に

さて、先日平成30年を象徴する漢字が「災」と発表されました。昨年日本はさまざまな自然災害に見舞われ、多くの地域が甚大な被害を受けました。地震や台風、猛暑など、災害にあつた地域の方々にはお見舞いを申し上げますとともに、近年の異常気象に対して私たちも備えを怠らぬ事が肝要と思ひ知らされました。

ふさわしい事業を多岐にわたって行っていたいております。

私も、市民まつりや講演会など、様々な行事に参加させていただきましたが、いずれにも多くの会員の皆様方がご参加され、積極的かつ献身的に会活動・社会貢献活動に取り組みされていることを間近に拝見し、大変心強く感じた次第です。皆様方の活動に心から敬意を表します。今後とも、地域に根差した様々な活動を行っていただくとともに、税務行政に對し申すも、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。さて、国税庁ではICTを利用した申告・納税手段の利用促進を図ることとしており、本年1月からは、マイナンバーカードを利用したe-Tax申告手続が簡便化されると

世紀をまたいだ平成の時代も終わり、今年から新たな元号に移り変わるうとしています。地球環境だけでなく私たちを取り巻く生活環境も大きく様変わりし、新しい時代を生き抜くための、新しい知恵と力が重要になってくると思われまふ。税務の世界でも、今年は大変な変化が待っています。10月に施行される消費税の改正では、税率が8%から10%に上がるだけでなく、軽減税率が導入されます。飲食や食品小売業を生業とする事業者様は、悩ましい所とお察しします。当会では昨年

もに、新たにスマホ専用画面が開設され、スマホからでもe-Tax送信ができる「ID・パスワード方式」が始まります。会員の皆様には、e-Taxにつきましてご協力をいただいているところですが、より一層のご利用をよろしくお願いいたします。なお、申告書等を提出する際には、その都度、マイナンバー（個人番号）の記載が必要となりますのでご注意ください。

また、本年10月からは消費税率の引上げと同時に軽減税率制度が導入され、複数税率に對した「区分経理」や仕入税額控除の方式については「請求書等保存方式」から「区分記載請求書等保存方式」へ変更されます。会員の皆様におかれましては、制度を十分に理解いただき早期に必要な準備を進めていただきたいと存じます。市川青色申告会におかれましてはこの間、消費税軽減税率制度の周知・広報については、数多くの勉強会や説明会を開催していただくなど、税

市川税務署指導のもと、軽減税率の理解を深めるための講習会を開催いたしました。参加いただいた会員様はもちろん、参加いただけなかった会員様も、ご不明な点やご質問などございましたら、お気軽に当会にお問い合わせ下さい。結びにあたりまして、新たな時代が会員の皆様にとりまして大いなる飛躍の年となり、益々ご発展されますと共に、ご健勝ご多幸を心より祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

国税当局としまして、制度の円滑な実施に向けて関係府省庁と連携して取組を推進していくこととしており、引き続き、制度の広報・周知などに取組んでまいります。私どもが、様々な課題に對し、国民の皆様から信頼される税務行政を行うためには、私どものよき理解者であります市川青色申告会の皆様のご理解とご協力が不可欠であると考えております。

今後とも、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。結びにあたりまして、新しい年が、公益社団法人市川青色申告会にとりまして飛躍の年となり、益々発展されますとともに、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

署長講演会



11月9日(金)に、市川グランドホテルにて、市川税務署長・上田泰伸氏をお招きし、市川法人会と市川青色申告会の共催の講演会が開催されました。「税の役割とその仕組み。そして・・・」と題された講演は、クイズなども交えた楽しいもので、多くの方が拝聴されました。

和光市の税務大学校に勤務されていた上田署長は、併設されている『租税史料室』のお話しをしてくださいました。

史料室には戦前の申告書が展示されています。例えば、大正時代の申告書には「希望欄」という項目があり、税金に対する意見や異議などが記入されていました。どのような意見があったかという・・・

- 「所得が多すぎ。実際は〇〇円くらい」
 - 「還付金がなかなか入金されない」
 - 「正直に申告しています。是認して」
 - 「(私の)うちは、子供が多いです」
 - 「(給与の)通勤手当を非課税にして」
 - 「妻に対する控除がほしい」
 - 「不景気です」
 - 「クビをもらいました」
 - 「税金を納める場所が遠い」
- 他にも、病人がいます／寄附金を控除して／災害がありました、などなど。当時の人々の切実な声が残っています。現在では、こういった意見が様々な制度(配偶者控除／通勤手当非課税／雑損控除／寄附金控除など)に生かされています。

また、史料室には宮沢賢治の著作が展示されています。「税務署長の冒険」という小説です。どぶろく密造を税務署長が暴く冒険小説です。(興味ある方は青空文庫で読めるようです)史料室のお話し以外にも、京都で「うなぎの寝床」と呼ばれている細長い家屋が多い理由は、江戸時代の「間口税(支那の広さ)税額が決まる制度」によるものだったことなど、税に関する面白いお話しが紹介されました。またまた興味深いお話しがありました。また、紙面の都合で割愛させていただきました。



【写真】市川税務署 署長 上田泰伸 様 (市川グランドホテルにて)

答え【みそ】

1. 江戸時代の税金は「コメ」が主流
 - (1) 年貢
 - ・ 土地調査による検地帳で石高を記録して年貢として納めていた。
 - ・ 割合は四公六民が大体の目安、幕府に4割、農民6割
 - (2) 小物成(こものなり)
 - ・ 山・野原・河・海に対する税金
 - ・ 市場、髪結い、風呂屋、質屋などにかかる営業許可税
 - ・ 夫役徴発は労働力を提供する事で納める税
2. 商人業者には運上金・冥加金
 - ・ 運上金は、現代の法人が納める税金にあたり。冥加金は、政治献金のようなもので献上者が額を決める。
3. 検地で米の収穫高を決定
 - (1) 検見(けみ)法
 - ・ 元禄時代5代将軍綱吉の時まで確立。検地帳に登録された農民がその年の収穫量によって年貢を納める。
 - (2) 定免(じょうめん)法
 - ・ 8代将軍吉宗の享保の改革の時

副署長講演

4. 農民が主な納税者
 - ・ 10年間の平均で年貢を納める。
 - ・ 農民が主な納税者
 - ・ 武士 7%、農民 85%、町民 5%、公家 1%、その他 1%

5. 最大の社会保障は「住み込み」

- ・ 現代のように社会保障がないので、自分の事は個人の責任だった。ただしとつ武士は「家格」に依りて上納米の配布があったので、雇人に住み込みで衣食住の提供をした。これが江戸時代の社会保障にあたるシステムです。

時代の背景を交えながら、税金の仕組みについてお話しを伺うことができました。改めて税金の歴史の大切さが理解できた講演会でした。書面の都合で、多くの内容を省略していますが、楽しく、興味深いお話を伺うことができました。本堂にありがとうございます。



【写真】市川税務署 副署長 千葉波樹 様 (青色会館2階にて)

平成29年分の確定申告から申告書の代わりに「確定申告のお知らせ(※)」または「通知書」が送付されるようになりました。確定申告の相談には必ずご持参ください。なお、今回の会報に決算書・確定申告書Bを同封しております。

(※)『確定申告のお知らせ』とは、確定申告書の受付期間や納期限、予定納税額など確定申告の作成に必要な情報を記載しているハガキ又は通知書をいいます。

なお、『確定申告のお知らせ』が送付される方には、税務署からは申告書のほか青色申告決算書や収支内訳書等も送付されません。青色申告会では今回の1月号に決算書・確定申告書Bのコピーしたものを同封しております。国税庁ホームページからもダウンロードできます。

確定申告のお知らせ ※「確定申告のお知らせ」は、イメージです。

重要

料後納郵便
+1でも書留でも
作成は自動で計算!

100-0013
千代田区霞が関
3丁目1-1

国税 太郎 様

カスタマバーコード

平成29年分確定申告書の受付期間及び納期限等

申告書の受付期間	納期限
所得税及び 復興特別所得税 平成29年〇月〇日(〇) ～平成29年〇月〇日(〇)	平成29年〇月〇日(〇)
消費税及び 地方消費税 平成29年〇月 ～平成29年〇月〇日(〇)	平成29年〇月〇日(〇)

〒100-0013
千代田区九段南
1丁目1番15号
九段第2合同庁舎
電話 00-0000-0000

このお知らせは、国税庁ホームページの確定申告案内コーナーをご利用いただいた方などへ確定申告書・決算書等を送付するために送付されています。

平成〇年分確定申告書の作成に必要な情報

〈電子申告(e-Tax)に関する事項〉
○利用者識別番号
1234 1234 1234 1234
○ダイレクト納付 ご利用あり
※利用全額機能については、e-Taxのメッセージボックスをご確認ください。

〈所得税及び復興特別所得税に関する事項〉
●申告の種類 青色
●予定納税額(合計) 9,999,999,999円
○振替納税利用 国税銀行 金融機関 財務支店

〈消費税及び地方消費税に関する事項〉
●「簡易課税制度選択届出書」の提出状況 提出あり
●「課税事業者選択届出書」の提出状況
●「課税期間特別選択届出書」の提出状況
●中間納付税額(合計) 9,999,999,999円
●中間納付還付額(合計) 9,999,999,999円
○振替納税利用 国税銀行 金融機関 財務支店

※「簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、基準期間(前々年)の課税売上高が5,000万円を超える方は簡易課税制度が適用できませんのでご注意ください。
※届出書の提出状況については、届出書の提出がない場合は平成〇年分に適用しないと見られる場合に、「-」を表示しています。
※1月ごとの中間申告を行った方など中間納付税額が確定していない方は、中間納付税額及び中間納付還付額が表示されません。最終の中間申告分までの消費税額及び地方消費税額を合計し、申告書「10」欄及び「2」欄に記載してください。

このお知らせは、平成〇年1月1日現在の情報に基づき作成されています。
※すでに申告書を送付された方には送付されていない場合があります。

税務署
作成コード
05
マイナンバー
ICカード
マイナンバー
01
税務署
申告
ダウ

申告にあたって必要な情報です!

【所得税】
・「申告の種類」や「予定納税」など

【消費税】
・「簡易課税制度選択届出書」や「課税事業者選択届出書」等の提出状況
・中間納付額や中間納付還付額など

※「確定申告のお知らせ」の内容がわからない場合、もう一度確定申告し直す場合もありますので、必ずご持参ください。

記帳相談会（行徳・浦安）のお知らせ

下記日程にて、記帳相談会を行います。**1月までは予約制です。必ず予約をしてお越しください。**ご相談の際には必ず「会員証」をご提示ください。

- ※12時から13時までは休憩時間となります。
- ※会場ではパソコンの数に限りがありますので、ノート型パソコンをお持ちの方は出来るだけご持参下さい。
- ※下記の日程に都合がつかない方は、八幡事務局において下さいます様、お願い致します。

行徳文化ホール | & |
市川市末広1-1-48
(行徳公民館ではありませんので、ご注意ください)
【受付時間 15時まで】
1月11日(金) 13～16時 会議室1

中央公民館
浦安市猫実4-18-1
(当代島公民館ではありませんので、ご注意ください)
【受付時間 14時まで】
1月18日(金) 10～15時 第3会議室

事務局からのお知らせ

- ◆ 『会員必携』をお申込みいただいた方には、今回の会報に同封しました。
- ◆ 2月5日(浦安)・15日(浦安)・20日(行徳)は出張の為、事務局はお休みとなります。詳しくは、11月号の『決算確定申告相談会・日程表』をご覧ください。
- ◆ 会計ソフトを使用している方は、必ず2019年版にバージョンアップをしてから確定申告をしてください。『ブルーリターンA』をご利用の方も1月上旬に配信または、CD郵送予定ですので、忘れずにバージョンアップを行ってください。
- ◆ 年末年始のお休みは、平成30年12月29日(土)～平成31年1月6日(日)まで
- ◆ 新年賀詞交歓会の為、**平成31年1月9日(水)は、午後の業務をお休みします。**
- ◆ 年末調整で「源泉徴収票」の作成時に、**事業主・専従者または雇用者や扶養家族のマイナンバー(個人番号)を記載する**ようになりました。**来所の際には、「マイナンバーカード」または「通知カード」**を忘れずにお持ち下さい。**納期限以降(平成31年1月22日以降)におこなう場合には1人につき2,000円の手数料を頂きます(専従者給与の方も含む)。**
- ◆ 3月15日(金)まで確定申告期間中につき、お電話ががかりにくく、大変ご迷惑お掛けしております。ご質問等は午後4時以降にお願い致します。
- ◆ 確定申告期間(1～3月)は、青色申告会の駐車場は使用できません。また、市川市役所の建替え工事の為、市役所の駐車場も使用できません。車でお越しの方は、近隣のコインパーキング又はコルトンプラザの駐車場(有料)を使用してください。
- ◆ 確定申告書等の **最終受付は、代理送信3月12日、書面提出3月13日(他税務署も含む)**になります。詳しくは、11月号の『決算確定申告相談会・日程表』をご覧ください。
- ◆ 決算・確定申告では以下の手数料をいただいております。

① 決算書(控)の印刷	500円 (事業/不動産ともにある方は1,000円)
② 確定申告書(控)の印刷	500円
③ 3月1日以降の所得税の申告	3,000円
④ 消費税の申告	5,000円

※マイナンバーカードにて、e-Tax(本人送信)された方は、①、②の印刷代は無料です!

なお、e-Tax(本人送信)には、通知カードではなく写真付きのカード(及び6桁以上の暗証番号)が必要です。

※給与計算・労務相談・就業規則・助成金(千葉労働局で審査経験あり)年金相談等※

久保田企画・社会保険労務士事務所

(千葉県社会保険労務士会会員、千葉SR会員)

【TEL・FAX】047-446-3315 【携帯】090-5401-3698

千葉県は

労災事故2年連続全国2位

【国の労災保険…工作中や通勤事故に補償】

- ・ 仕事や通勤による事故や病気の医療費は無料、しかも働けない日が3日以上続くと4日目から届け出していた給与額の6割から8割が補償されます。
- ・ 個人事業主の労災加入は従業員が(パートでもアルバイトでも)いれば条件により加入が可能です。障害年金や遺族年金も受給できるようになるので安心です。
- ・ 一人親方の労災も受付けています。お気軽にお問合せください!!

